

第2回地域集会施設設置・解体撤去補助金に係る有識者会議 議事要旨

1. 開催日時 令和8年3月27日(金) 15時30分から16時30分
2. 開催場所 大阪市役所4階 市民局第5・6会議室
3. 出席者 (有識者) 田間 郁子委員、蝶野 弘治委員、西野 智子委員
(市民局) 区政支援室地域力創出担当課長
同 課長代理
同 係長
同 係員
4. 議題 (1) 座長の選任について
(2) 事前協議申出があった地域集会施設に係る建替えの合理性について
5. 議事要旨
 - (1) 大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金に係る有識者会議開催要綱第4条第1項に基づき、有識者の互選により西野委員を座長に選出した。
 - (2) 大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金交付要綱第4条の2に基づく事前協議申出があった地域集会施設に係る建替えの合理性について、同要綱第4条の2第3項に基づき有識者への意見聴取を行った。
その結果、当該地域集会施設の建替えについて一定の合理性があるとの意見が示された。

(主な意見)

・現施設は、床下のシロアリ被害、床のたわみ、雨漏り等が確認されており、地域として利用継続への支障や不安が生じていることから、建替えには一定の合理性が認められるものの、提示された建替え計画については、構造、工法、防水等に関して十分な検討が必要である。

・改修には多額の費用がかかるが、改修補助金の上限額は220万円までとなっているため、地域の負担が非常に大きくなるうえ、補助を使うと補助金要綱の規定により交付後10年間は建替えができない制度となっている。改修後10年間のうちに別の箇所に支障が生じる可能性もあり、現時点で利用継続に支障が生じつつあることから地域として建替えを選択せざるを得なかったと考えられる。

- ・建替え案に関して、現行の鉄骨造から木造へ変更することについて、予算面での合理性は認められるものの、既存施設の劣化原因がシロアリ被害や雨漏りなどであることを踏まえると、構造、防水、基礎及び維持管理に関する対応を提示案に具体的に盛り込む必要がある。業者保証やメンテナンス対応だけでなく、地域においても将来世代まで継続可能な維持管理計画を検討する必要があるのではないか。

- ・地域集会施設の補助制度上、耐用年数経過後に建替え申請が可能となっているが、耐用年数にこだわらず長期間使えるように、今後は建物の長寿命化を促す大規模改修に対する補助制度の検討が必要ではないか。